

子育てガイドブック



令和7年4月現在
湧水町 健康増進課

も く じ

1. 妊娠のまえ	6. 子育てを支えるために
・不妊治療の相談	・児童手当
・不妊治療費助成	・子ども医療費給付
2. 妊娠がわかったら	・児童扶養手当
・母子健康手帳の交付	・ひとり親家庭等医療費助成
・妊婦健康診査	・特別児童扶養手当
・妊婦歯科検診	・自立支援医療(育成医療)
・母子相談	・高校生等就学支援事業
・子育て支援パスポート事業	・新生児子育て応援給付金事業
3. 赤ちゃんが生まれたら	・入学祝金支給事業
・出生届	・子育て短期支援事業
・1 か月児健康診査	・妊婦のための支援給付事業 (旧: 出産・子育て応援事業)
・新生児聴覚検査費助成	7. お子さんを預けたいときは
・新生児マスキング検査(先天性代謝異常等検査)拡大検査費用助成	・保育所
・出産育児一時金	・認定こども園
・未熟児養育医療給付	・幼稚園
・乳児家庭全戸訪問事業	・保育料無償化事業
・産後ケア事業	・保育所等給食支援事業
・産婦健康診査費用助成	8. 小学生になったら(以降の支援)
・にこにこ相談	・就学教育相談
・もぐもぐ教室	・放課後児童健全育成事業
・産後メンテナンス教室	・要保護・準要保護児童生徒就学援助事業
・親子ひろば	・奨学資金貸付事業
・乳幼児健康診査	・町立学校児童生徒体育大会等出場費補助金
・親子教室(いるか)	・青少年体育大会出場費補助金
・ファーストブックの贈呈	・青少年九州大会以上出場横断幕作成
4. 子育てに困ったときは	・学校給食費の無償化
・発達相談	・家庭学習支援事業
・子育て支援センター	9. 子どもの急病・事故のときは
・子ども発達支援センター みのり	・小児救急電話相談「#8000」
・こども家庭センター	・中毒110番(24時間対応)
・医療相談アプリ事業	・「こどもの救急」ホームページ
・小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	・児童相談所全国共通ダイヤル
・ファミリー・サポートセンター・ゆうすい	・小児科・内科 夜間救急・休日診療所
・保育等従事者奨学金貸与事業	・歯科 救急・休日診療所
5. 病気の予防のために	・休日当番医
・予防接種	・救急(消防) 伊佐湧水消防組合
・造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業	10. 施設などの連絡先一覧

妊娠のまえ

不妊治療の相談

☐ 不妊専門相談センター（鹿児島大学病院）

不妊の検査・治療方法等に関する専門的な相談、不妊に伴う悩みや不安等に関する相談など

	相 談 日	連 絡 先
電話相談	毎週月曜日・金曜日 15:00～17:00	(専用電話) 099-275-6839
メール相談	随時	funin@pref.kagoshima.jp

☐ 一般相談窓口

	相 談 場 所	時 間	連 絡 先
電話相談 面接相談	始良保健所 霧島市隼人町松永 3320-16	月～金曜日 (閉庁日は除く) 8:30～17:15	0995-44-7953
	栗野庁舎 健康増進課 湧水町木場 222		0995-74-3111

不妊治療費助成

不妊治療を受ける夫婦に対しその費用の一部を助成します。

☐ 対象となる方の要件等

- ・法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚であること。
- ・夫もしくは妻のいずれか一方または両方が町内に1年以上住所を有していること。
- ・各税金等を滞納していないこと。
- ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。

☐ 対象となる不妊治療等

- ・一般不妊治療 生殖補助医療及び男性不妊治療以外の不妊治療をいう。
- ・生殖補助治療 配偶子や受精卵（胚）を体外で取扱う不妊治療で、体外授精又は顕微授精をいう。
- ・男性不妊治療 性機能障害や精液性状低下等の原因により、不妊症と診断された者に対して行う検査や治療をいう。
- ・不育治療 流産・死産を繰り返し、生児を得られず不育症と診断された者に対して行う検査や治療をいう。

※詳細については健康増進課へお問い合わせください。

☐ 助成額・助成回数 1年度あたり15万円を限度に通算5年間

※ただし、通算助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、満 40 歳未満であるときは 5 回（満 40 歳以上であるときは通算 3 回）までとし、他の市町村からすでに助成を受けている場合は、その助成年度から控除されます。

- ☐ 申請に必要なもの 不妊治療費助成事業申請書、不妊治療費助成事業受診等証明書
不妊治療に要した医療費の領収書、通帳又はキャッシュカードの写し、助成金請求書
- ☐ 申請期限 治療を終了した日の属する年度内（3 月 31 日）まで
※やむを得ない事情で期限内に申請できない場合は、健康増進課までご連絡ください。
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

妊娠がわかったら

母子健康手帳の交付

妊娠が分かったら、できるだけ早めに妊娠届を行い、母子健康手帳の交付を受けてください。母子健康手帳は、母子の健康や発育・発達の様子、予防接種の記録として役立ちます。

- ☐ 交付日 毎週月曜日 午前 10 時～11 時 栗野保健センター ※要予約
※月曜日が祭日の場合は、翌日の火曜日になります。
- ☐ 持参するもの ・妊娠届出書（受診された医療機関等でもらってください）
・マイナンバーカード
・妊婦本人の通帳又はキャッシュカード写し（妊婦支援給付金申請のため）
- ☐ その他 母子保健事業の説明やお母さんの健康状態の確認、保健相談、栄養相談なども行います。
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

妊婦健康診査

母子健康手帳交付時に配布する「健康診査受診票綴り」の受診票（14 回分）を使って受診してください。健康診査を定期的に受診して、安心して出産の日を迎えましょう。

- ① 医療機関で妊婦健診を受ける時に、町発行の妊婦健康診査受診券を提出することで、規定の項目を公費負担で受けることができます（それ以外の項目は自己負担になります）。
- ② 妊娠 23 週（6 か月）までは 4 週に 1 回、妊娠 24 週～35 週（7～9 か月）までは 2 週に 1 回、妊娠 36 週（10 か月）以降出産までは毎週 1 回は妊婦健康診査を受けましょ

う。

受診票は、町が契約している医療機関・助産院しか使用できません。県外で里帰り出産などを予定されている方はお申し出ください。

【お願い】

- ・町外へ転出される場合は、受診券の差し替えが必要です。詳しくは健康増進課および転出先市町村へお問い合わせください。
- ・転入された妊婦は、湧水町発行の受診票に交換いたしますので、健康増進課へお越しください。その際は、前住所地で発行された受診票を持参してください。

☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

妊婦歯科検診

妊娠中は、女性ホルモンの急激な増加による口腔環境の変化やつわりなどにより丁寧な歯磨きが難しくなることから、むし歯や歯周病を発症しやすくなります。歯周病は、早産や低体重児出生の原因となるなど、お腹の赤ちゃんにも影響します。なるべく早く体調の良いときに受診されることをお勧めします。

- ☐ 対象者 妊娠中の方
- ☐ 内容 歯や歯肉の状態、口腔衛生状態のチェック、歯科保健指導など
- ☐ 申込み 下記実施医療機関へ直接予約してください。

医療機関	住所	電話番号
上原歯科医院	湧水町木場 280-5	0995-74-4888
田中歯科医院	湧水町木場 148	0995-74-4824
中村歯科医院	湧水町中津川 901	0995-75-2117

- ☐ 費用 無料（※妊娠期間につき1回のみ）
- ☐ 持ち物 ・マイナンバーカード ・母子健康手帳
・妊婦歯科検診受診票
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

母子相談

妊産婦の健康相談や栄養相談、お子さんの身体計測、育児相談など、どんなことでもお気軽にご相談ください。さまざまな月齢のお子さんとふれあい、お母さんたちと一緒に話をされたりする中で、育児に関する悩みの共有や気分転換の方法などがたくさん見つかります。

- ☐ 開催予定 月1回（日程案内チラシは別途配布しています）
- ☐ 場 所 栗野保健センター

- ☐ 対象者 妊産婦・子育て中の保護者
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

子育て支援パスポート事業

協賛する企業や店舗で「子育て支援パスポート」を提示することで、割引やサービスを受けることができます。※割引やサービスの内容は企業・店舗ごとに異なります。

- ☐ 対象者 鹿児島県内に在住する妊娠中の方、および18歳未満の子どもがいる世帯
(県外にお住まいの方で県内へ帰省している子育て世帯も対象となります)
- ☐ 申請方法 お手持ちのスマートフォンで「鹿児島県 子育て支援パスポート」で検索し、申請登録をしてください。
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

赤ちゃんが生まれたら

出生届

お子さんが生まれてから14日以内に、出生届を住民税務課に提出してください。その際には、健康診査受診票綴りに付いている出生連絡票ハガキの提出もお願いします。

- ☐ お問い合わせ
出生届について 栗野庁舎 住民税務課 戸籍係 Tel0995-74-3111
出生連絡票ハガキ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

1か月児健康診査

出生後おおむね1か月を経過する乳児の疾病・異常の早期発見、養育者への育児に関する助言等、乳児の健康の保持及び増進を図るために1か月児健康診査を行っています。健診は産科医療機関等で行われ、その費用について助成します。母子健康手帳交付時に配布する「健康診査受診票綴り」の受診票を使って受診してください。

- ☐ 対象者 出生後おおむね1か月の乳児
- ☐ 助成額 乳児1人あたり4,000円
- ☐ その他 本町が契約している医療機関以外で受診された場合は健診料がわかる領収書等を添付し申請してください。申請書類は役場に準備してあります。
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

新生児聴覚検査費助成

聴覚障害は早期発見・早期療育を行うことで、音声言語発達等への影響を最小限に抑えられることから、新生児聴覚検査を行っています。検査は、入院中の産科医療機関等で行われ、その費用について助成します。母子健康手帳交付時に配布する「健康診査受診票綴り」の受診票を使って受診してください。

- ☐ 対象者 出生後おおむね 28 日までの新生児
- ☐ 助成額 初回検査 3,000 円 確認検査 3,000 円 精密検査 全額
- ☐ その他 本町が契約している医療機関以外で受診された場合は、検査料がわかる領収書等を添付し申請してください。申請書類は役場に準備してあります。
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel.0995-74-3111

新生児マススクリーニング検査(先天性代謝異常等検査)拡大検査費用助成

国が検査の対象としている 20 種類の病気以外にも、鹿児島県ではさらに 7 種類の病気について追加検査が行われるようになりました。湧水町では追加検査にかかる費用を助成します。

- ☐ 対象者 すべての赤ちゃん
- ☐ 申込み 追加検査を希望される場合は、出産される医療機関にお申込みください。
- ☐ 費用 自費でお支払いの後、手続きをしていただくことで検査費用の全額助成が受けられます。
- ☐ 結果通知 検査を受けた医療機関を通じて、保護者の方へ報告されます。精密検査が必要な場合は、県民総合保健センターより連絡があります。
- ☐ 申請先 栗野庁舎 健康増進課
※検査日より 1 年以内に申請してください。申請の際は、医療機関で発行された領収書(明細)、印鑑、通帳をご持参ください。
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel.0995-74-3111

出産育児一時金

国民健康保険に加入している方が出産した場合、出生児一人につき 50 万円が支給されます。ただし、産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合や、妊娠 22 週未満の出産・死産・流産の場合は、48 万 8 千円が支給されます。

- ☐ 出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度
被保険者と医療機関の間で、出産費用の受領を医療機関に委任することで、出産費用を町から医療機関へ直接支払う制度です。出産費用をあらかじめ用意する負担を軽減することができます。

○直接支払制度を利用し出産費用が 50 万円以上の場合

出産費用が 50 万円を超えた差額分を医療機関にお支払いください。

○直接支払制度を利用し出産費用が 50 万円未満の場合

出産費用が 50 万円より少なかった場合は、その差額分を町から支給しますので申請してください。

□ 申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・出産費用の領収書明細書
- ・通帳
- ・マイナンバーカード
- ・直接支払制度同意書

※社会保険や健康保険組合等に参加されている方は、町からは支給されませんので加入中の保険者へお問い合わせください。

□ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 健康保険係 Tel0995-74-3111

未熟児養育医療給付

身体の発育が未熟な状態（出生時の体重が 2,000 g 以下または身体発達が未熟なまま）で生まれ、指定医療機関での入院を必要とする乳児に対して、必要な医療の給付を行います。

□ 申請に必要なもの

- ・申請書（役場に準備してあります）
- ・療育医療意見書（医療機関から発行されます）
- ・世帯全員の所得が分かるもの（源泉徴収票、所得証明書など）
- ・マイナンバーカード（親・子）
- ・印鑑（スタンプ印不可）

□ その他 医療保険適用外のもの（おむつ・部屋代など）は、対象外となります。

□ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

乳児家庭全戸訪問事業

保健師や助産師が訪問し、親子の健康状態の確認、お子さんの身体計測や成長発育の確認、母乳育児に関する相談・対応等を行います。その他育児全般について気軽にご相談ください。

□ 対象者 出生後 4 か月までのお子さんがあるすべてのご家庭

※対象のご家庭には、事前にご連絡いたします。

□ その他 町外へ里帰り中の方の訪問も行います。ご連絡ください。

産後ケア事業

産後の疲労回復や赤ちゃんのお世話に関する不安等に対応するため、本町と契約している県内の産婦人科施設等でお泊りや日帰りでママと赤ちゃんのケアや授乳指導を受けることができる産後ケア事業を実施しています。

□ 受けられるケア

泊まり（宿泊型ケア）や日帰り（デイサービス型ケア）でお母さんの心配事やお子さんの体調に合わせて、育児指導・母乳育児支援・母体の心身の疲労回復促進等のケアなどを受けることができます。

□ 利用できる方

産後1年未満のお母さんのうち、次に掲げるいずれかに該当する方

- ・お母さんの体調や育児などに不安のある方
- ・産後に支援をしてくれる家族等がいない方

※医療行為が必要でない方に限ります

□ 利用日数

宿泊型ケアとデイサービス型ケアを合わせて7日間利用できます。

※宿泊型ケアご利用の場合、1泊2日は2日間と考えます。

□ 利用申請

利用を希望される方は、事前に栗野庁舎健康増進課にて手続きが必要です。

【必要書類】

- ・湧水町産後ケア事業利用申請書兼同意書（窓口、町ホームページからもダウンロード可）
- ・母子健康手帳
- ・印鑑（スタンプ印不可）

□ 利用料

※下記金額以外にも、おむつ代・ミルク代等、自己負担が生じるものがあります。

※施設により料金は異なります。自費で支払い後手続きをしていただくことで、利用料の助成が受けられます。

種別	利用者の区分	利用者負担額	多胎児2日目以降 加算(1人につき)
宿泊型	生活保護世帯 住民税非課税世帯	—	—
	町民税課税世帯	3,300円/日～ 5,000円/日	1,500円/日
デイサービス型	生活保護世帯 住民税非課税世帯	—	—

	町民税課税世帯	1,600 円/日～ 2,500 円/日	700 円/日
--	---------	-------------------------	---------

☐ 利用できる施設

※利用前に各自でご予約をお願いします。

施設名	住所	電話番号
なかむら産婦人科	伊佐市大口上町 46-12	0995-24-2238
竹内レディースクリニック	始良市東餅田 502-2	0995-65-2296
フィオーレ第一病院	始良市加治木町本町 307-1	0995-63-2158
平野エンゼルクリニック	鹿児島市上荒田町 31-21	099-257-0808

☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 TEL0995-74-3111

産婦健康診査費用助成

産婦健康診査は、産後のお母さんの身体と心の健康状態を確認するための大切な健康診査です。お母さんの身体と心は、妊娠、出産、育児と短期間のうちに次々と大きな変化が起こります。特に出産後の急激な身体の変化や慣れない育児は、心に大きな影響を与え、心身ともに体調を崩しやすい時期です。必ず受診しましょう。

☐ 受診時期・回数

おおよそ産後 2 週間及び産後 1 か月の時期にそれぞれ 1 回

☐ 助成金額

2 週間健診及び 1 か月健診それぞれ上限 5,000 円

※健康診査費用(保険適用外分)が 5,000 円以下の場合は、その額を助成します。

※健康診査費用(保険適用外分)が 5,000 円を超えた分については自己負担になります。

☐ 助成の受け方

「産婦健康診査受診票」(2 枚複写)を、受診時に出産した産科医療機関へ提出してください。

☐ 払い戻し(償還払い)について

里帰り出産等のため鹿児島県外で産婦健康診査を受診され、助成が受けられなかった場合は、健診費用を受診時に負担していただき、後日払い戻しの申請を健康増進課で行ってください。

☐ 申請期間 産婦健康診査受診日以降、出産後 6 か月以内です。

☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 TEL0995-74-3111

にこにこ相談

子育て支援に関する情報提供や予防接種の説明、お子さんの身体計測、育児相談、母乳相談などを行います。

- ☐ 対象者 生後2～3か月のお子さんとその保護者
※対象者へは、個別に通知いたします。
- ☐ 場所 栗野保健センター
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

もぐもぐ教室

管理栄養士による離乳食の始め方、進め方についての説明と離乳食の調理や試食を行います。

- ☐ 対象者 生後5か月のお子さんとその保護者
※対象者へは、個別に通知いたします。
- ☐ 場所 栗野保健センター
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

産後メンテナンス教室

産後のお母さんが心身ともに健やかに過ごせるように、助産師等による産後メンテナンス教室を行っています。

- ☐ 開催予定 年3回実施予定
- ☐ 場所 栗野保健センター、子育て支援センターぽかぽか
- ☐ 対象者 出産後1年未満のお母さんで、医師から安静指示等のない方
※対象者へは、個別に通知いたします（参加のお子さんは託児があります）。
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

親子ひろば

親子ふれあい遊び、絵本読み聞かせ、参加者同士の交流会などを行っています。きょうだい児の託児もありますのでお気軽に参加ください。

【赤ちゃんひろば】

- ☐ 開催日 毎月1回 10時～11時30分
- ☐ 場所 子育て支援センター（ぽかぽか・すくすく）
- ☐ 対象者 にこにこ相談（2～3か月児）後から10～11か月頃までのお子さんとその保護者

- お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 TEL0995-74-3111
 栗野地域 ぽかぽか（栗野中央公民館 1 階） TEL0995-74-5014
 吉松地域 すくすく（円乗寺こども園向かい） TEL0995-75-4533

【ぺんぎんひろば】

- 開催日 毎月 1 回（水曜日）
 □ 場所 子ども発達支援センターみのり
 □ 対象者 10～11 か月児健診受診後のお子さんとその保護者
 □ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 TEL0995-74-3111

乳幼児健康診査

乳幼児健診は、お子さんの健康状態を確認し、気になっていることを相談する機会です。きちんと受診し、お子さんのこと、育児のことでわからないこと、不安なことがあれば遠慮せずに相談してください。

項目	対象時期	内容	場所
乳児健診	3～4 か月児	問診・身体計測・内科診察・保健相談	栗野保健センター
10～11 か月児健診	10～11 か月児	問診・身体計測・内科診察・保健相談・歯科相談・栄養相談	栗野保健センター
1 歳 6 か月児健診	1 歳 6～8 か月児	問診・尿検査・身体計測・内科診察・歯科診察・保健相談・歯科相談・フッ化物歯面塗布・栄養相談	栗野保健センター
2 歳児歯科検診	2 歳 0～2 か月児	問診・身体計測・歯科診察・保健相談・歯科相談・フッ化物歯面塗布・栄養相談	吉松保健センター
2 歳 6 か月児歯科検診	2 歳 6～8 か月児	問診・歯科診察・フッ化物歯面塗布	町内歯科医院
3 歳児健診	3 歳 3～4 か月児	問診・尿検査・身体計測・内科診察・歯科診察・保健相談・歯科相談・フッ化物歯面塗布・栄養相談 視力検査	栗野保健センター
5 歳児歯科検診	5 歳～6 歳児	問診・歯科診療・フッ化物歯面塗布	町内歯科医院

- 対象者 対象者へは個別に通知いたします
 □ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 TEL0995-74-3111

親子教室(いるか)

「ことばが出てこない」「うまく遊べない」「子どもとどんなふうに遊んだらいいかわからない」等の心配をお持ちの親子のための教室です。この教室では、遊びを中心に親子が楽しくふれあい、さらにほかの親子との交流を通して、楽しい気持ちや時間を共有しながら、体や心の育ちを支援しています。

【いるか教室】

- ☐ 開催日 毎月1回(土曜日)
- ☐ 対象者 1歳6か月児健診受診後のお子さんとその保護者
- ☐ 場所 子ども発達支援センター みのり
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

ファーストブックの贈呈

乳幼児と保護者がゆっくりと向き合い、楽しく、温かい時間を持つきっかけをつくるための活動として、絵本を手渡すブックスタート事業を行っています。

- ☐ 対象者 本町の乳幼児健診を受診される乳幼児と保護者
- ☐ 内容 3~4か月児の乳児健康診査時に、ブックスタートパック(絵本1冊・絵本リスト)をお渡しします。
- ☐ お問い合わせ くりの図書館 Tel0995-74-1821

子育てに困ったときは

発達相談

言葉がゆっくりのような気がする、周りの人とのやりとりが苦手、落ち着きがない…など、お子さんの発達に関して気がかりや不安がある場合は、心理士、言語聴覚士など専門の先生から、より丁寧で細やかなアドバイスを受けることができます。

- ☐ 開催日 年2~3回程度
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動を行います。

【事業内容】

- ① 育児不安等についての相談指導

- ② 子育てサークル等の育成・支援
- ③ 特別保育事業等の積極的実施・普及促進
- ④ 地域の保育資源の情報提供

○子育て支援センター「ぽかぽか」 （栗野地域）

所在地 湧水町米永 433-1（栗野中央公民館内）

電 話 0995-74-5014

体制等 心光福祉会（心光保育園）へ運営委託、保育士 1 名、補助員 1 名
月・水・金/活動[午前中]、火・木/開放日

【具体的活動】

・誕生日会 ・芋ほり ・合同運動会 ・親子遠足 等

○子育て支援センター「すくすく」 （吉松地域）

所在地 湧水町川西 920-12

電 話 0995-75-4533

体制等 速證福祉会（円乗寺こども園）へ運営委託、保育士 1 名、補助員 1 名
火・木/活動、月・水・金・土/開放日

【具体的活動】

・子どもの年齢を分けず一緒に活動
・円乗寺こども園の各事業への参加（花まつり、盆踊り、運動会 等）

子ども発達支援センター みのり

発達に不安を感じられる乳幼児と、その保護者に対して通園の場を設けて、早期に適切な療育を行い、人として豊かに成長・発達していくことを支援します。

所在地 湧水町木場 1396 番地

電 話 0995-74-5177

体制等 心光福祉会に事業委託

【事業内容】

児童福祉法に基づく障害児通所支援の児童発達支援事業

【具体的活動】

子どもの発達に応じた「生活とあそび」を中心に、集団構成を行い、月・火・木・金に各グループに分かれて活動。

◎ 生活習慣の自立を目指し、身体を動かしてあそぶ楽しさ、友達とあそぶ楽しさを経験するなど、いろいろな発達の援助を行いながら、子どもたちが意欲的で安定した生活を送れるようにする。

◎ 保護者の悩みを受け止め、相談し合う場を持ち、保護者に対する援助活動を行う。

定期的に専門指導…作業療法士・理学療法士・言語聴覚士

こども家庭センター

児童福祉と母子保健の機能を併せ持ち、すべての子ども、妊産婦、子育て世帯へ一体的に相談支援を行うところです。ひとりで悩まず、どなたでもお気軽にご相談ください。秘密は厳守いたします。

【主な業務】

○母子保健 妊娠期から子育て期の様々な不安や悩みについて、保健師、助産師などが寄り添い支援します。

(母子健康手帳交付 ・ 伴走型相談支援 ・ 産後ケア ・ 乳幼児健診など)

○児童福祉 18 歳までのお子さんや子育て家庭の心配事に応じて保健師、社会福祉士、こども家庭支援員が支援します。

(児童虐待対応 ・ ヤングケアラー支援など)

□専用ダイヤル Tel0995-74-3222

□お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

医療相談アプリ事業

スマホからいつでもどこでも無料で医師に相談できる「医療相談アプリ LEBER」を、無料で登録ご利用いただけます。

生活の中で気になることや身体の悩みなど、家族 5 人までならお子様だけでなく、保護者の悩みも相談可能です。相談内容を町が確認することはありませんので、ぜひ安心してご利用ください。

□ 対象者

- ・ 初産婦の方がいる家庭
- ・ 15 歳までのお子様がいる家庭

□ 利用料

- ・ 無料

※相談時、携帯電話などを使用する際の通信料は、各家庭の負担となります。

※相談は基本的には無料となりますが、相談をする医師を指名する場合の費用は各家庭の負担となります。

□ 相談できること

- ・ 子どもの発熱など病気の相談
- ・ 産後うつなどのこころの相談 等

□ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図ることを目的とし、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。

☐ 対象者

湧水町に居住し、かつ本町の住民基本台帳に記録されている小児慢性特定疾病児童

☐ 給付対象種目

- ・便器 ・特殊マット ・特殊便器 ・特殊寝台 ・歩行支援用具 ・入浴補助用具
- ・特殊尿器 ・体位変換器 ・車椅子 ・頭部保護帽 ・電気式たん吸引器
- ・クールベスト ・紫外線カットクリーム ・ネブライザー（吸入器） ・パルスオキシメーター ・ストーマ装具（消化器系） ・ストーマ装具（尿路系） ・人口鼻

☐ 徴収基準月額 世帯の所得に応じて自己負担があります。

☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

ファミリー・サポート・センターゆうすい

ファミリー・サポート・センターとは、育児の援助を受けたい方と行いたい方が、地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織・有償のボランティア活動です。

☐ 会員の登録条件

依頼会員 ・町内在住

- ・原則として生後3か月から中学生までの子どもを持つ保護者
- ・母子健康手帳交付の日から出産後3か月までの方

提供会員 ・町内在住

- ・心身ともに健康で熱意を持って活動していただける20歳以上の方

※いずれもセンターが実施する講習会を受講することが必要

☐ 相互援助活動の内容

- ・保育施設まで子どもを送迎してほしい。
- ・保育施設の時間外や学校の放課後などに、子どもを預かってほしい。
- ・保護者の病気や冠婚葬祭などの急用時に子どもを預かってほしい。

※預かる場所は、原則として提供会員の自宅です。

☐ 報酬の基準（30分あたり）

- ・月曜日～金曜日（8：00～19：00） 300円 ※祝日を除く
- ・上記以外 350円

※2人目以降は半額

☐ お問い合わせ ファミリー・サポート・センターゆうすい（よしまつふれあいの家）

湧水町中津川 447-4 Tel0995-75-2811

湧水町社会福祉協議会 Tel0995-75-2200

保育等従事者奨学金貸与事業

地域医療及び福祉等の充実に必要な人材の安定的な確保するために、医療介護保育関係学校等において修学している学生等で、将来、町内の施設等で働く意欲がある者に修学を支援します。

☐ 貸与資格者

本町に住所を有する者またはその子弟で保育等の資格を取得するための学校または養成施設等に修学している学生等で、将来、町内の施設等で働く意欲がある者。

☐ 貸与金額 月額 35,000 円以内 ※償還は無利子

☐ 返還の免除

学校等卒業後、町内の医療・介護・保育等の施設に雇用され、貸与期間に 1 年を加えた期間従事すると、申請により奨学金の償還は免除されます。

☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

病気の予防のために

予防接種

生後 2 か月を過ぎると、お子さんの予防接種が始まります。予防接種には、①受ける本人の健康を守ること、②地域全体の健康を守ること、の 2 つの役割があります。みんなが元気に過ごすことができるように、必ず予防接種を受けるようにしましょう。

種別	対象者	接種回数 (接種間隔の起算日は接種日の翌日)
ロタウイルス	生後 6 週から	ロタリックス 2 回接種 ロタテック 3 回接種 ※ワクチンの種類により接種回数や、接種間隔等が異なりますが、効果は同じです。
B 型肝炎ワクチン	生後 1 歳まで	3 回接種 標準的には生後 2 か月・3 か月・7 ～ 8 か月
小児用肺炎球菌	生後 2 か月～生後 60 か月（5 歳未満）	<標準的な接種スケジュール> 開始が生後 2 か月～生後 7 か月に至るまで （初回） 27 日以上の間隔をおいて 3 回（生後 24 か月までに完了）

		(追加) 3 回目終了後、60 日以上の間隔をおいてかつ、生後 12 か月以降に 1 回 <注意>ただし、初回 2 回目及び 3 回目の接種は、生後 24 か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実施可能） また、初回 2 回目の接種は生後 12 か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、初回 3 回目の接種は行わないこと（追加接種は実施可能）
※接種開始月齢で接種回数が異なりますので、お問い合わせください。		
五種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・Hib 感染症)	生後 2 か月～90 か月 (7 歳 6 か月未満)	(初回) 20 日～56 日までの間隔をおいて 3 回 (追加) 3 回目の接種後、6 か月から 18 か月の間に 1 回
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	11 歳以上 13 歳未満	1 回
BCG (結核)	生後 5 か月～1 歳未満	1 回
MR (麻しん風しん混合)	1 期 1 歳～2 歳未満 2 期 小学校就学前の 1 年間にあ る 5 歳以上 7 歳未満	1 回 1 回
水痘 (みずぼうそう)	1 歳以上 3 歳未満	2 回接種 初回接種後、最低 3 か月以上（できれば 6 か月以上あける）間隔をおいて追加接種
日本脳炎	1 期 3 歳～7 歳 6 か月未満 2 期 9 歳以上 13 歳未満	(初回) 6 日～28 日までの間隔をおいて 2 回 (追加) 2 回目の接種終了後、1 年後に 1 回 1 回

	※平成 17 年度から平成 21 年度にかけての積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎の予防接種を受ける機会を逸した方（平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日に生まれた方/特例対象者）も受けられます。（「20 歳未満の方」）	
ヒトパピローマウイルス	小学 6 年生から高校 1 年生に相当する年齢の子	2 価 3 回接種 4 価 3 回接種 9 価 2 回接種（15 歳までに接種） 3 回接種（15 歳になってから接種） ※ワクチンの種類によって接種間隔等が異なりますが、効果は同じです。

- ☐ 予防接種の種類
- ・定期予防接種…予防接種法で定められた予防接種で、接種の努力義務があるもので費用はかかりません（公費負担）。
 - ・任意予防接種…希望者が受けるもので、基本的に費用は自己負担になります。
- ☐ 持参するもの
- ・母子健康手帳
 - ・町発行の予診票（受けられる年齢に達する時期に合わせて個別に発送します）
- ※予診票の紛失、記入後当日に接種できなかった場合については、再発行しますので健康増進課までご連絡ください。
- ☐ その他
- 国の制度の動向によって、予防接種や費用助成に関する内容が変更になる場合があります。その場合には随時お知らせします。
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業

造血細胞移植（小児がん等の治療）を行った患者に対し、ワクチンの再接種を行うことにより、造血細胞移植治療後の免疫が低下若しくは消失した状態から患者の感染症発生予防や症状の軽減を図り、家族等の経済的負担の軽減を図ります。

- ☐ 対象者
- ・予防接種法に掲げる疾病に係る定期接種で得た免疫が造血細胞の移植によって低下し、又は消失したため、再接種が必要と医師が認めた者
 - ・接種日において町内に住所を有する 20 歳未満の者
- ☐ 助成金
- ・ワクチンの再接種に要した費用として医療機関に支払った額（上限あり）
- ☐ その他 事業の詳細については、お問い合わせください。
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

子育てを支えるために

児童手当

家庭等における生活の安定・次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するために、支給される手当です。

- ☐ 対象者 高校生年代まで（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育している方
- ☐ 支給額 （月額）
 - ・ 0 歳から 3 歳未満
第 1 子・第 2 子 15,000 円、第 3 子以降 30,000 円
 - ・ 3 歳以上から高校生年代（18 歳到達後の最初の 3 月 31 日まで）
第 1 子・第 2 子 10,000 円、第 3 子以降 30,000 円
- ☐ 支給月 偶数月の 15 日（15 日が土日祝日の場合は直前の前日に支給）
※申請月の翌月から支給対象になります
- ☐ 申請に必要なもの
 - ・ マイナンバーカード（申請者・配偶者）
 - ・ 預金通帳（申請者のもの）※児童と別居の場合は別途届が必要です
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 TEL0995-74-3111

子ども医療費給付

子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進を図るために、保険診療による一部負担金を全額給付します。

- ☐ 対象者
湧水町内に住所登録があり、健康保険に加入している 0 歳から高校終了（18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日）までの子ども
- ☐ 給付対象となる医療費
保険診療が適応された入院・通院・調剤・訪問看護
※保険適応外のときなどは、窓口で支払う必要があります。
※保険診療対象外の費用（検診料・予防接種など）は給付の対象となりません。
※学校や保育園・幼稚園で加入されている独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付に該当する医療費は、対象となりません。
※高額療養費や付加給付金等に該当する場合は、一部負担金から該当給付額を控除した額が給付されます。
※生活保護法による生活保護を受けている人は対象となりません。

- ☐ 給付を受けるための手続き
受給者証の交付を受け、医療機関の窓口で提示する必要があります。
- ☐ 窓口無料にならないとき
受給者証の提示がない場合、また県外の医療機関を受診した場合は、窓口無料化の対象となりません。一旦、窓口で自己負担額を支払い、受給者申請書・受診した医療機関の領収書等を役場に提出してください。
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

児童扶養手当

父母のいない家庭や、父母が一定の障害の状態にある家庭の児童が養育されている世帯に、児童の心身の健やかな成長に寄与するために手当を支給する制度です。

- ☐ 手当を受給できる方（支給要件）

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または、20歳未満で心身に障害のある児童）を監護している父もしくは母、または養育者。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が重度の障害の状態にある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童
- ・ 父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・ その他、上記以外で父母が明らかでない児童

※申請者や同居の扶養義務者に一定額以上の所得がある場合は、手当の全部または一部の支給が停止されます。

※公的年金を受給中の方、または児童が公的年金の加算対象となっている場合は、手当の全部または一部の支給が停止されます。

- ☐ 手当を受給できない方
 - ・ 児童が里親に委託されているとき
 - ・ 児童福祉施設等に入所しているとき
 - ・ 児童、父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき
 - ・ 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるときなど

- ☐ 支給額（所得制限があります）
 - ・子どもが1人の場合 46,690 円～11,010 円
 - ・子ども2人目以降の加算額 11,030 円～ 5,520 円
- ☐ 支給月 1月・3月・5月・7月・9月・11月（奇数月）
※申請の翌月から支給対象となります
- ☐ 申請に必要なもの
 - ・印鑑（スタンプ印不可）
 - ・戸籍謄本（申請者及び児童）
 - ・預金通帳（申請者のもの）
 - ・マイナンバーカード（申請者及び児童）
- ☐ その他 毎年8月に現況届の提出が必要です（提出がない場合は手当が差し止められますので、ご注意ください。）
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 TEL0995-74-3111
吉松庁舎 地域総務課 TEL0995-75-2111

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭における生活の安定及び福祉の向上を図るために医療費の一部を助成します。

- ☐ 対象者
 - ・ひとり親家庭の父または母とその児童（20歳未満で心身に障害のある児童）
 - ・父母のいない児童
- ※湧水町子ども医療費給付対象者は対象となりません。
- ※重度心身障害者医療助成、生活保護による保護を受けている人は対象となりません。
- ※所得制限があります
- ☐ 助成区分 通院・入院（保険診療による一部負担金を全額助成）
 - ☐ その他 毎年8月に現況届の提出が必要です
 - ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 TEL0995-74-3111
吉松庁舎 地域総務課 TEL0995-75-2111

特別児童扶養手当

精神又は身体に障害を有する 20 歳未満の児童を養育している方に支給される制度です。

- ☐ 対象者 障害の状態（法で定める程度）によりますので、お問い合わせください。
※次のいずれかに該当する方は手当を受けられません
○対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受給できるとき
○対象児童が児童福祉施設等に入所しているとき（保育所、通所施設、障害児入所施設への親子の入所を除く）
- ☐ 支給額（所得制限があります）
 - ・ 1 級…56,800 円 ・ 2 級…37,830 円
- ☐ 支給月 4 月・8 月・11 月
※申請の翌月から支給対象となります
- ☐ 申請に必要なもの
 - ・ 印鑑（スタンプ印不可）
 - ・ 所定の診断書（身体障害者手帳・療育手帳などをお持ちの方は省略できる場合があります）
 - ・ 戸籍謄本（申請者及び児童）
 - ・ 預金通帳（申請者のもの）
 - ・ マイナンバーカード（申請者及び児童）
- ☐ その他 毎年 8 月に現況届の提出が必要です（提出がない場合は手当が差し止められますので、ご注意ください。）
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 TEL0995-74-3111
吉松庁舎 地域総務課 TEL0995-75-2111

自立支援医療（育成医療）

18 歳未満の身体に障害がある方が、その障害を除去または軽減し生活能力を得るための治療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の一部を医療保険および公費で負担します。

- ☐ 申請に必要なもの
 - ・ 自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書（役場に準備してあります）
 - ・ 自立支援医療（育成医療）意見書（指定医師によるもの）
 - ・ 同意書（役場に準備してあります）
 - ・ マイナンバーカード（対象児・保護者）
 - ・ 印鑑（スタンプ印不可）
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 長寿福祉課 TEL0995-74-3111
吉松庁舎 地域総務課 TEL0995-75-2111

高校生等就学支援事業

高等学校等へ就学している生徒の保護者に対して、就学に伴う通学及び寮費等に対する経費の一部を助成することにより、保護者の負担軽減を図るために補助金を支給する制度です。

- ☐ 対象者 該当年度の11月1日現在、町内に住所を有する者のほか、就学上やむを得ず寮等に寄宿を余儀なくされている町外に住所を有する湧水町の中学校を卒業した生徒
- ☐ 該当する学校（課程）
 - ・高等学校（専攻科を除く）
 - ・特別支援学校の高等部
 - ・専修学校の高等課程
 - ・その他、町長が特に認めた者
- ☐ 補助額 年額 30,000 円（申請は毎年必要です）
- ☐ 申請に必要なもの
 - ・申請書（役場に準備してあります）
 - ・印鑑（スタンプ印不可）
 - ・保護者名義の預金通帳
 - ・高校在学を証明するもの（生徒手帳・在学証明書等）

※申請期間がありますので、ご注意ください。

- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 TEL0995-74-3111
吉松庁舎 地域総務課 TEL0995-75-2111

新生児子育て応援給付金事業

- ☐ 対象者 次のすべての要件を満たす世帯
 - ・母親が新生児出産前から本町に住所を有し、居住していること
 - ・母子ともに給付金申請時において本町に住所を有し、居住していること
 - ・保護者及びその世帯員に町民税等の未納がないこと
 - ・給付金受給後も本町に定住する意思があること
- ☐ 給付額 第1子目 100,000 円、第2子目 200,000 円、第3子目以降 300,000 円
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 TEL0995-74-3111

入学祝金支給事業

- ☐ 対象者 小中学校に入学する新１年生の保護者
- ☐ 支給額 児童１人当たり 30,000 円
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 TEL0995-74-3111

子育て短期支援事業

保護者の病気や経済的な理由などにより、家庭において養育することが一時的に困難になった場合等に、児童養護施設などで一定期間、養育・保育を行う。

短期入所生活援助事業（ショートステイ）

- ☐ 対象者 町内に住所を有する者で、次に掲げる事由に該当する家庭の児童
 - ・児童の保護者の疾病
 - ・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等身体上又は精神上の事由
 - ・出産、看護、事故、災害、失踪等家庭養育上の事由
 - ・冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会的な事由
- ☐ 利用期間 原則 7 日以内

夜間養護事業（トワイライト）

- ☐ 対象者 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童
- ☐ 利用期間 おおむね 6 か月以内
- ☐ 利用料

区分	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	夜間養護（トワイライト）事業	
		夜間養護	休日預かり
生活保護世帯	2 歳未満児 日額 0 円	日額 0 円	日額 0 円
	2 歳以上児 日額 0 円		
市町村民税 非課税世帯	2 歳未満児 日額 1,100 円	日額 300 円	日額 350 円
	2 歳以上児 日額 1,000 円		
その他の世帯	2 歳未満児 日額 4,330 円	日額 450 円	日額 1,010 円
	2 歳以上児 日額 2,370 円		

- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 TEL0995-74-3111

妊婦のための支援給付事業(旧:出産・子育て応援事業)

すべての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、保健師や助産師等がご相談に応じ、必要な支援につなげます。

また、経済的支援として、妊娠届出後に妊婦1人につき5万円、出産予定日の8週間前の日以降にお子さん(胎児)1人につき5万円を給付します。

【妊婦支援給付金(1回目)旧:出産応援金】

- ☐ 対象者 妊婦給付認定を受けた者
- ☐ 支給額 妊婦1回につき5万円(多胎妊娠の場合も5万円)
- ☐ 申請 母子健康手帳交付時の面談で申請書を交付します。

【妊婦支援給付金(2回目)旧:子育て応援給付金】

- ☐ 対象者 妊婦給付認定者で出産後、胎児の数の届出書を提出した者
- ☐ 支給額 胎児1人あたりにつき5万円
- ☐ 申請 にこにこ(2~3か月児)相談時の面談で申請書を交付します。
- ☐ 必要書類
 - ・申請者(妊婦)のマイナンバーカード(両面)の写し
 - ・給付金申請書
 - (1回目:湧水町妊婦給付認定申請書 2回目:湧水町胎児の数の届出書)
 - ・通帳またはキャッシュカードの写し
 - ・妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後のアンケート
- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel.0995-74-3111

お子さんを預けたいときは

保育所

就労などにより家庭で保育ができない保護者に代わって、保育する施設(対象:0~5歳)を、共働き世帯・妊娠・出産などの事情で、保護者が家庭で保育のできない場合に利用することができます。

施設名	住所	電話番号	延長保育	一時預かり	定員
心光保育園	湧水町木場 705-2	0995 74-2034	有	無	2号・3号 100人
かがやき保育園	湧水町幸田 1770-1	0995 74-2292	有	有	2号・3号 30人

- ☐ 保育を必要とする事由(保育所・認定こども園※1号認定を除く)
保育所などでの保育を希望される場合は、次のいずれかに該当する必要があります。
 - ・就労(フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など)

- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障害
- ・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・求職活動（起業準備を含む）
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・災害復旧
- ・その他、上記に類する状態として町長が認める場合

- ☐ 保育の必要量（保育所・認定こども園※1号認定を除く）

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

「保育標準時間」認定→最長 11 時間（フルタイム就労等を想定した利用時間）

「保育短時間」認定 →最長 8 時間（パートタイム就労等を想定した利用時間）

- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

幼稚園機能（対象児童：3～5 歳）の利用については、保護者の働いている状況などに関わりなく利用することができます。

保育所機能（対象児童：0～5 歳）の利用については、共働き世帯・妊娠・出産などの事情で、保護者が家庭で保育のできない場合に利用することができます。

施設名	住所	電話番号	延長 保育	一時 預かり	定員
二ツ葉認定こども園	湧水町北方 805	0995 74-2052	有	無	1 号：10 人 2 号・3 号：30 人
円乗寺こども園	湧水町川西 800-1	0995 75-2040	有	有	1 号：12 人 2 号・3 号：55 人

- ☐ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

幼稚園

湧水町立吉松幼稚園では、『あかるく かしこく げんきよく』を園訓に、心身共に健やかな子どもの育成に努めています。

- ☐ 保育対象 3・4・5 歳児
- ☐ 保育時間 9：00～14：30
- ☐ 給食 完全給食

※保育方針や保育時間、教材費等の詳細については、吉松幼稚園に直接お問い合わせいただくか、湧水町ホームページの教育総務課内「吉松幼稚園について」をご覧ください。

- お問い合わせ 吉松幼稚園 Tel0995-75-2300

保育料無償化事業

【保育料無償化について】

令和6年7月より、0歳児から2歳児の保育料を湧水町が負担し、令和元年度から国の制度で実施している3歳児から5歳児の保育料無償化に加えて、町内の全児童の保育料を無償化しています。

- 対象者 町内に住所を有し、居住している子ども及び子どもの保護者で湧水町から入所に関して認定を受けている者
- 対象費用 保育料
※延長保育料や行事費等はこれまでどおり保護者負担となります
- お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

保育所等給食支援事業

令和6年4月より保育所等にかかる給食費の補助を行っています。

- 対象者 町内に住所を有し、居住している子ども及び子どもの保護者で湧水町から入所に関して認定を受けている者
- 対象費用 給食費（副食費）
- 補助金額 月額4,500円以内
※施設に対し、町から補助金額の支払いを行います。補助金額を超える給食費については、保護者負担となります。
- お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel0995-74-3111

小学生になったら(以降の支援)

就学教育相談

小学校入学にあたってご心配なことがある場合は、就学教育相談を実施します。

- 対象者 新1年生（次年度小学校1年生になる幼児）
- 実施期間 8月～11月
- 申し込み方法 吉松幼稚園・各保育所・各認定こども園・子ども発達支援センターみのり等各施設に文書を配布（8月実施 随時相談可）
- お問い合わせ 教育委員会 教育総務課 Tel0995-75-2142

放課後児童健全育成事業

小学校 1 年生から 6 年生の児童で、放課後帰宅しても、保護者（父・母）が就労などで留守等になる家庭の子ども達に授業終了後に一定時間、遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

□ 事業を利用することができる児童は、本町に住所を有する小学校 1 年生から 6 年生までの児童で、その保護者が次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 昼間に居宅外で労働することを常態としていること
- ② 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること
- ③ 求職中であること
- ④ 妊娠中であるか又は出産後間がないこと
- ⑤ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
- ⑥ 親族を常時介護していること
- ⑦ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、明らかに児童を養育することができないと認められる状況にあること

【実施場所】

栗野地区	栗野小学校区	くりの学童クラブ	旧栗野幼稚園
	上場小学校区	うわば学童クラブ	上場地区農業構造改善センター
	轟小学校区	とどろき学童クラブ	轟地区農事集会所
	幸田小学校区	かがやき学童クラブ	かがやき保育園
吉松地域	吉松小学校区	速證児童クラブ	円乗寺こども園

【開所時間】

平日	14 : 00～18 : 00
夏・冬・春休み及び土曜日	8 : 00～18 : 00

【利用料金】

無料

※別途、活動費・保険代が必要になります。

□ お問い合わせ 栗野庁舎 健康増進課 Tel.0995-74-3111

要保護・準要保護児童生徒就学援助事業

小・中学校の児童生徒の就学に必要な経費を負担することが困難な家庭の保護者に対し、学用品費等の一部を援助します。

□ 対象者 ・生活保護受給世帯

- ・生活保護が停止または廃止となった世帯
 - ・町民税非課税世帯
 - ・児童扶養手当受給世帯で町民税所得割非課税世帯
- ☐ 申請手続き 各小・中学校より各家庭へ申請書を配布（4月）
- ☐ お問い合わせ 教育委員会 教育総務課 TEL0995-75-2142

奨学資金貸付事業

勉学に対する意志の強固な学生・生徒であって、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を貸与します。

- ☐ 対象者 高等学校又はこれと同等以上の学校に修学する者で他の機関より補助金の交付又は育英資金の貸付けを受けていない者
- ☐ 月額 ・高等学校 月額 15,000 円以内
・大学等 月額 30,000 円以内
- ☐ 条件 ①保護者が町内在住 ②所得要件あり
- ☐ お問い合わせ 教育委員会 教育総務課 TEL0995-75-2142

町立学校児童生徒体育大会等出場費補助金

町立学校の体育及びその他の教育活動の振興を図るため、学校長が児童生徒を体育大会等に出場させる経費を補助します。

- ☐ 補助金 大会の出場に必要経費（交通費及び宿泊費）
九州大会以上の大会は、出場経費の2分の1
- ☐ お問い合わせ 教育委員会 教育総務課 TEL0995-75-2142

青少年体育大会出場費補助金

青少年の体育振興を図るため、青少年の団体又は個人が全国大会に出場する経費のうち旅費（開催会場までの往復実費額）について予算の範囲内において補助金を交付するものです。

- ☐ 対象者
- ・本町に住所を有する方で構成された団体または個人（学生に限ります）
 - ・県内の予選を勝ち抜き、県代表として財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体が主催し、又は後援する全国大会に出場する青少年団体または個人。
 - ・その他条件がありますのでお問い合わせください。
- ☐ 交付申請
- 申請等については決められた様式で提出していただきますので、全国大会が決まり次

第速やかに事務局までお知らせください。

- ☐ お問い合わせ 教育委員会 生涯学習課 TEL0995-75-2142

青少年九州大会以上出場横断幕作成

九州大会以上に出場する個人・団体に横断幕助成を行い、青少年の活躍を広く町民に周知します。（湧水町スポーツ協会の制度です。）

- ☐ 交付物

横断幕 1 枚（縦 90 cm×横 500 cm） 団体・個人

- ☐ 交付条件

- ・県内予選を経て、県代表として九州大会又は全国大会に出場する団体・個人（青少年）
- ・交付は、各団体・個人年 1 回とします。

- ☐ 交付申請

県予選大会の要項・結果表、本大会の開催要項を準備のうえ、大会 1 か月前までに事務局までお知らせください。

- ☐ お問い合わせ 教育委員会 生涯学習課 TEL0995-75-2142

学校給食費の無償化

令和 6 年 4 月より湧水町立幼稚園・小・中学校の児童・生徒の学校給食の無償化を実施しています。

ただし、令和 5 年度までの学校給食費は無償化の対象にはなりません。

- ☐ お問い合わせ 湧水町教育委員会 学校給食共同調理場 TEL0995-74-2376

家庭学習支援事業

児童生徒の学習意欲を高め、学習習慣を身に付けることを目的に実施しています。

- ☐ 対象者 町内に住所を有する原則小学校 5 年生から中学 3 年生までの児童・生徒

- ☐ 実施場所 栗野中央公民館及び吉松体育館

※開催日時等の詳細については、お問い合わせください

- ☐ お問い合わせ 教育委員会 生涯学習課 TEL0995-75-2142

子どもの急病・事故のときは

小児救急電話相談「#8000」

夜間におけるお子さま（おおむね 15 歳未満）の急な病気への対処や、応急処置などを相談できる窓口です。

- ☐ 月～土曜日 19 時～翌朝 8 時まで
- ☐ 日・祝・年末年始（12/29～1/3） 8 時～翌日 8 時まで
- ☐ 電話番号 「#8000」または「099-254-1186」

※携帯電話からも利用可能です

※ダイヤル式電話・光電話・IP 電話からは、「099-254-1186」におかけください。

中毒110番（24時間対応）

もしお子さんが異物を口にしてしまったら、(財)日本中毒情報センターでは、自動音声による情報提供を行っています。

- ☐ 化学物質、医薬品、動植物の毒など…Tel072-727-2499
- ☐ たばこ専用電話 …Tel072-726-9922

「こどもの救急」ホームページ

日本小児科学会が夜間や休日などの診療時間外に、病院を受診するかどうかの判断目安を提供しているホームページです。

(URL) <http://kodomo-qq.jp>

児童相談所全国共通ダイヤル

児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」とは、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の 3 桁の番号です。ダイヤルにかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

※一部の IP 電話からはつながりません。通話料がかかります。

小児科・内科 夜間救急・休日診療所

- ☐ 診療場所 霧島市医師会医療センター（1 階外来）
霧島市隼人町松永 3320 Tel 0995-42-1171

□ 診療時間等

曜日	診療時間	受付時間
平日	20 : 00～23 : 00	19 : 30～22 : 30
土・日・祝日	19 : 00～22 : 00	18 : 30～21 : 30

※必ず事前に電話でお問い合わせのうえ、受診してください。

歯科 救急・休日診療所

□ 診療場所 始良地区歯科医師会館口腔保健センター

霧島市溝辺町麓 872-2 TEL 0995-58-4388

□ 診療日等

診察日	診療時間
日・祝日	9 : 00～15 : 00
8/13～15・12/30～1/3	(受付 14 : 30 まで)

※必ず事前に電話でお問い合わせのうえ、受診してください。

休日当番医

休日当番医は、湧水町ホームページまたは広報ゆうすいで確認できます。

※都合により変更になる場合がありますので、ご連絡のうえ受診してください。

救急(消防) 伊佐湧水消防組合

□ 南消防署 TEL 0995-74-3021

□ 吉松分遣所 TEL 0995-75-2605

施設などの連絡先一覧

■役場・保健センター・保健所

施設名	住所	電話番号
湧水町役場 栗野庁舎	湧水町木場 222	0995-74-3111
吉松庁舎	湧水町中津川 603	0995-74-3111
湧水町役場 教育委員会	湧水町中津川 603	0995-75-2142
こども家庭センター	湧水町木場 222	0995-74-3222
栗野保健センター	湧水町米永 445-8	0995-74-3111
始良保健所	霧島市隼人町松永 3320-16	0995-44-7951

■町内医療機関

施設名	住所	電話番号
あいらの森ホスピタル	湧水町北方 1854	0995-74-2503
くりの後庵クリニック	湧水町木場 973-1	0995-74-1500
田代医院	湧水町木場 161	0995-74-2075
林内科医院	湧水町中津川 498	0995-75-2047
ひらしまクリニック	湧水町米永 585-17	0995-74-2800
前田医院	湧水町恒次 1059-2	0995-74-5001
上原歯科医院	湧水町木場 280-5	0995-74-4888
田中歯科医院	湧水町木場 148	0995-74-4824
中村歯科医院	湧水町中津川 901	0995-75-2117

■救急（消防） 伊佐湧水消防組合

施設名	住所	電話番号
南消防署	湧水町米永 474	0995-74-3021
吉松分遣所	湧水町川西 1128	0995-75-2605

■幼稚園

施設名	住所	電話番号
吉松幼稚園	湧水町中津川 447-1	0995-75-2300

■保育所・認定こども園

施設名	住所	電話番号
心光保育園	湧水町木場 705-2	0995-74-2034
ニツ葉認定こども園	湧水町北方 805	0995-74-2052
かがやき保育園	湧水町幸田 1770-1	0995-74-2292
円乗寺こども園	湧水町川西 800-1	0995-75-2040

■子育て支援センター

施設名	住所	電話番号
ぽかぽか	湧水町米永 433-1	0995-74-5014
すくすく	湧水町川西 920-12	0995-75-4533

■小学校

施設名	住所	電話番号
栗野小学校	湧水町木場 880-1	0995-74-2004
轟小学校	湧水町恒次 1043	0995-74-2718
幸田小学校	湧水町幸田 1767-1	0995-74-2708
上場小学校	湧水町木場 4115-1	0995-74-2712
吉松小学校	湧水町中津川 476	0995-75-2008

■中学校

施設名	住所	電話番号
栗野中学校	湧水町木場 790	0995-74-2023
吉松中学校	湧水町川西 2137-1	0995-75-2014

■放課後児童クラブ

施設名	電話番号
くりの学童クラブ	湧水町役場 健康増進課 0995-74-3111
とどろき学童クラブ	
うわば学童クラブ	
かがやき学童クラブ	かがやき保育園内 : 0995-74-2292
速證児童クラブ	円乗寺こども園内 : 0995-75-2040

■その他

施設名	住所	電話番号
くりの図書館	湧水町米永 411-1	0995-74-1821
いきいきセンターくりの郷	湧水町米永 411-1	0995-74-1811
湧水町社会福祉協議会	湧水町川西 3079-2	0995-75-2200